○福崎町公共工事等に関する暴力団排除措置要綱

平成25年10月10日告示第137号

改正

平成26年３月12日告示第20号
平成30年３月30日告示第28号
平成31年３月28日告示第31号
令和３年３月31日告示第48号
令和７年４月28日告示第63号
令和８年３月31日告示第57号

福崎町公共工事等に関する暴力団排除措置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福崎町暴力団排除条例（平成25年条例第３号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、福崎町が発注する公共工事等の契約について暴力団を利することとならないために講ずべき措置について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　暴力団　条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。

（２）　暴力団員　条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。

（３）　暴力団員等　暴力団員又は条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者をいう。

（４）　暴力団等　暴力団又は暴力団員等をいう。

（５）　公共工事等　建設業法(昭和24年法律第100号)第２条第１項に規定する建設工事の請負契約、測量・建設コンサルタント等の業務委託契約、物品の購入契約その他の調達契約のうち、福崎町が発注する調達契約をいう。

（契約の相手方としない者）

第３条　町長は、次の各号のいずれかに該当する者を契約（公共工事等の契約において、その契約の履行に伴い締結する下請契約を一次下請契約として、以下、下請契約が数次にわたるときは、その全ての下請契約を含む。）の相手方としないものとする。

（１）　暴力団等

（２）　第５条に規定する誓約書を提出しない者

（契約書の記載事項）

第４条　町長は、福崎町財務規則（昭和58年規則第４号）第122条第１項第13号に規定する必要な事項として、契約の相手方が第７条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約を解除できることをその作成する契約書に記載するものとする。

（誓約書）

第５条　町長は、契約からの暴力団排除に向けた取組を実効あるものとするため、契約締結時までに契約（当該契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合（以下「第三者に行わせる場合」という。）を除く。）の相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（様式第１号又は様式第３号）を徴取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）　契約金額（変更契約が生じた場合にあっては、変更後の金額）が200万円以下の契約を締結するとき。

（２）　国又は地方公共団体を相手方として契約を締結するとき。

（３）　町長が特に必要がないと認めるとき。

２　町長は、契約の相手方が第三者に行わせる場合においては、当該契約の受注者に対して、当該契約の締結時にその第三者（公共工事等の契約において、一次以下の全ての受注者を含む。）から誓約書（様式第２号）及び下請契約書を徴取して、その写しを速やかに提出させるものとする。ただし、契約金額（変更契約が生じた場合にあっては、変更後の金額、公共工事等に関する同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合にあっては、その合計金額）が200万円以下の契約をする場合は、この限りでない。

３　前２項による誓約書及び下請契約書の徴取は、契約の相手方に対して、入札公告、入札通知書等

により義務付けるものとする。
４　町長は、契約の締結時に契約の相手方が第１項による誓約書の提出をしない場合においては、契約を締結しないものとする。
５　町長は、第１項及び第２項に定める契約金額以下に該当する場合であっても、必要と認めるときには誓約書及び下請契約書を徴取し、又は、その写しを提出させるものとする。
（相手方への要求）
第６条　町長は、契約の相手方が第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるときは、相手方に対して、その第三者と契約しないよう、又はその第三者と締結している契約を解除するよう求めるものとする。
２　契約の相手方は、当該契約の履行にあたり、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求を受けたときは、町長に報告するとともに、福崎警察署長（以下「署長」という。）に届け出て捜査上必要な協力を行わなければならない。第三者に行わせる場合にあっては、その第三者が暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求を受けた場合も同様とする。
（契約の解除）
第７条　町長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
（１）　暴力団等であると判明したとき。
（２）　第三者に行わせる場合、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
（３）　前条第１項の求めに従わなかったとき。
（意見の聴取）
第８条　町長は、契約の相手方を決定し、又は契約の相手方が第三者に行わせる場合において、その相手方又はその第三者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、これらの者が暴力団等に該当する者であるかどうかについて、署長の意見を聴くものとする。
（署長への届出等）
第９条　町長は、第６条第２項による報告を受けた場合には、署長に通知する等必要な措置を講ずるものとする。
（署長との連携）
第10条　この要綱に定めるもののほか、町が締結する契約について暴力団を利することとならないために必要な措置を講ずるに当たっては、署長と連携を図りながら行うものとする。

附　則

１　この要綱は、平成25年10月19日（次項において「施行日」という。）から施行する。
２　この要綱による規定は、一般競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札告示を行うものについて、指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に指名するものについて及び随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用する。

附　則（平成26年３月12日告示第20号）

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日告示第28号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月28日告示第31号）

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日告示第48号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月28日告示第63号）

この告示は、令和７年５月１日から施行する。

附　則（令和８年３月31日告示第57号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

（建設工事　受注者用）

誓　約　書

下記１の福崎町発注工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、福崎町暴力団排除条例（平成２５年福崎町条例第３号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記２のとおり誓約する。

なお、発注者がこの誓約書の写し及び下記２(8)の情報を福崎警察署長（以下「署長」という。）に提供すること、発注者が署長に下記２(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用することについて同意する。

記

１　工事名

２　誓約事項

(1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

ア　条例第２条第１号に規定する暴力団

イ　条例第２条第２号に規定する暴力団員

ウ　条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者

(2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を契約の受注者としないこと。

(3) 受注者は、下請契約等（受注者が本工事契約の履行に伴い締結する下請契約等を一次下請契約等として、以下、下請契約等が数次にわたるときは、そのすべての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対しその者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。

(4) 受注者が前３号のほか、本工事請負契約（暴力団排除に関する部分に限る。）に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと、また、下請契約等を締結する際は、当該下請契約書に本工事請負契約書と同様の暴力団排除に関する規定を記載すること。

(5) 受注者は、下請契約等の受注者から、この誓約書に準じた誓約書及び下請契約書（以下「誓約書等」という。）を各下請契約等の締結後直ちに提出させて保管し、その写しを速やかに発注者に提出すること。

(6) 受注者は、下請契約等の受注者が誓約書等を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告すること。

(7) 発注者が、第５号により下請契約等の受注者から提出させて保管することとした誓約書等を提出するよう求めたときには、速やかに当該誓約書等の写しを提出すること。

(8) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するのかを確認するために、その役員等（受注者又は下請契約等の受注者が、個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員及びその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者はその役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。

(9) 受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告すると共に署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

(10)　受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告すると共に署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。

(11)　受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告すると共に署長に届け出て、当該下請契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。

年　　月　　日

福　崎　町　長　様

（受注者）

住　　所

（所在地）

氏　　名

［法人名／代表者名］

役員一覧表（誓約書２(8)関係）

【記載方法】

① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。

② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員及びその支店若しくは常時建設工事の請負契約等を締結する事務所の代表者を記載してください。

③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。

④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
支店長	福崎　太郎	フクサキ　タロウ	年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女

福崎町暴力団排除条例（平成２５年福崎町条例第３号）　抜粋

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵ 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑶ 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア　暴力団員が役員（法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ｱ)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(ｲ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ　アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

⑷ 省略

様式第２号（第５条関係）

（建設工事　下請負人用）

誓　約　書

下記１の元請工事契約の履行に伴い、下請契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、福崎町暴力団排除条例（平成２５年福崎町条例第３号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記２のとおり誓約する。

なお、下記１(2)の元請工事契約の発注者が、この誓約書の写し及び下記２(7)の情報を福崎警察署長（以下「署長」という。）に提供すること、署長に下記２(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに署長から得た情報を下記１(2)の元請工事契約の発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用することについて同意する。

記

１　元請工事契約

(1) 工事名

(2) 発注者

福崎町長

(3) 本工事契約の発注者

ア　住所（所在地）

イ　氏名（名称・代表者名）

２　誓約事項

(1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

ア　条例第２条第１号に規定する暴力団

イ　条例第２条第２号に規定する暴力団員

ウ　条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者

(2) この建設工事の一部について締結する請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の本工事契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を契約の受注者としないこと。

(3) 下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を１(3)の本工事契約の発注者に報告するとともに、その者を本工事契約から排除すること。

(4) 受注者は下請契約等を締結する際は、当該下請契約書に前３号に定める規定に違反しない旨の内容を記載すること、また、受注者は前３号のほか本工事請負契約（暴力団排除に関する部分に限る。）に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の１(3)の本工事契約の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(5) 受注者は、下請契約等を締結した場合には、下請契約等の受注者から、この誓約書と同内容の誓約書及び下請契約書（以下「誓約書等」という。）を下請契約等の締結後直ちに提出させ、当該発注者を通じて元請工事契約の受注者に提出すること。

(6) 受注者は、下請契約等の受注者が誓約書等を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときは、その旨を１(3)の本工事契約の発注者に報告すること。

(7) １(3)の本工事契約の発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するのかを確認するために、その役員等（受注者又は下請契約等の受注者が、個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員及びその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者はその情報を１(2)の元請工事契約の発注者を通じて署長に提供することについて、その役員等の承諾を得て必要な情報を１(3)の本工事契約の発注者に対して速やかに提出すること。

(8) 受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、１(3)の本工事契約の発注者に報告すると共に署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

(9) 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告すると共に署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。

(10) 受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、１(3)の本工事契約の発注者に報告すること。

年　　月　　日

本工事契約の発注者　様

（受注者）

住　　所

（所在地）

氏　　名

［法人名／代表者名］

役員一覧表（誓約書２(7)関係）

【記載方法】

① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。

② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員及びその支店若しくは常時建設工事の請負契約等を締結する事務所の代表者を記載してください。

③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。

④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
支店長	福崎　太郎	フクサキ　タロウ	年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女

福崎町暴力団排除条例（平成２５年福崎町条例第３号）　抜粋

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵ 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑶ 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア　暴力団員が役員（法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ｱ)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(ｲ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ　アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

⑷ 省略

様式第３号（第５条関係）

（業務委託、役務・物品等　受注者用）

誓　約　書

福崎町暴力団排除条例（平成２５年福崎町条例第３号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記２の誓約事項のとおり誓約する。

なお、福崎町長がこの誓約書の写し（裏面の役員一覧表を含む。）を福崎警察署長（以下「署長」という。）に提供すること、署長に下記２（１）及び（２）に関して意見照会すること並びに署長から得た情報を福崎町長が他の業務において暴力団を排除するために利用することについて同意する。

記

１　契約の件名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　誓約事項

（１）条例第２条第１号に規定する暴力団又は条例第２条第２号で規定する暴力団員に該当しないこと。
（２）条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
（３）契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記（１）又は（２）に該当する者をその受注者としないこと。
（４）受注者は、本契約の履行に伴い、暴力団等からの妨害その他の不当な手段による要求を受けたときには、発注者に報告すると共に署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
（５）上記（１）から（４）のほか、この契約書の各条項に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他の福崎町長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

年　　月　　日

福　崎　町　長　様

（受注者）
住　　所
（所在地）
氏　　名
［法 人 名
　代表者名］

役員一覧表（誓約書関係）

【記載方法】

① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。

② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員及びその支店若しくは常時業務の請負契約等を締結する事務所の代表者を記載してください。

③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。

④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
支店長	福崎　太郎	フクサキ　タロウ	年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女
			年　月　日	男　女

福崎町暴力団排除条例（平成２５年福崎町条例第３号）　抜粋

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵ 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑶ 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア　暴力団員が役員（法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ｱ)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(ｲ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ　アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

⑷ 省略